

## 申告受理件数と公益通報受理件数の関係について

### 1. 平成 21 年（度）の件数

(1) 申告受理件数	(平成 21 年)	42,472 件
(2) 公益通報受理件数	(平成 21 年度)	4,346 件

### 2. 申告受理件数と公益通報受理件数の定義

#### (1) 申告受理件数

##### ○労働基準法第 104 条

事業場に、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督署に申告することができる。

##### ○労働基準法第 9 条

この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

⇒ ここでいう「労働者」とは、現に使用されている労働者のことであり、退職労働者は含まれない。しかし、賃金不払の被害を被った労働者が、被害の拡大をおそれ、直ちに退職し申告に及ぶものなど、退職労働者自身に係る違法な事実についての権利救済を目的とした申告が多くを占めている実態がある。

このため、これを受理しないこととすると、実質的な労働者保護に欠けることとなるため、労働基準監督機関としては、既に退職した労働者からの申告も同様に受理し、救済を図っている。

したがって、1(1)の申告受理件数には、既に退職した労働者によるものが、多数含まれている。

#### (2) 公益通報受理件数

##### ○公益通報者保護法第 2 条

この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、・・・その労務提供先・・・について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、・・・行政機関・・・に通報することをいう。

⇒ 同条では、保護を受ける公益通報者としての労働者は、労働基準法第 9 条に規定する労働者と定められている。よって、公益通報者保護法において、既に退職した労働者は対象とされていない。

したがって、1(2)の公益通報受理件数には、既に退職した労働者のものを含まれていない。

### 3. まとめ

以上から、労働基準監督署が申告として受理した事案には、退職労働者からのものが多数含まれていることから、それを算入しない公益通報事案との差異が生じている。